

# 公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。  
令和8年2月10日

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

## 1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件名：令和8年度化学物質による生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務
- (2) 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 仕様：仕様書による。
- (4) 履行場所：仕様書による。

## 2. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める労働者派遣事業の許可又は届出受理を証明できる者であること。
- (5) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
  - イ 国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
  - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が3分の1以上である場合

## 3. 競争参加の方法等

別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

## 4. 本公開見積競争に関する質問

- (1) 質問書受領期限及び提出場所  
令和8年2月16日（月）17時00分まで  
〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 及び 当研究所HP上  
TEL 029-850-2775 FAX 029-850-2388  
（担当：長嶋）
- (2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）による。電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度化学物質による生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務）（担当：長嶋）】とすること。

## 5. 回答書閲覧期間及び場所

令和8年2月19日（木）10時00分から令和8年2月26日（木）17時00分まで当研究所HP上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

## 6. 参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出

### (1) 提出書類

#### ①参考見積書

②2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類 (全省庁統一資格の写し)

③2. (6) に示す誓約書 (過去に提出していない場合)

④別添仕様書で求められる要件を満たすモデル的な経歴書 (スキルシート (氏名、年齢、性別を伏せたもので可))

#### ⑤営業案内

⑥類似業務の契約実績等 (職種・派遣先・人数・契約年月日・契約期間)

(2) 提出期限: 令和8年2月18日 (水) 17時00分まで

(3) 提出場所: 4. (1) に示す場所

(4) 提出方法: 書面の持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする) によるものとする。電子メールによるデータ (PDF 形式) の送付も可とする (データ送付先: [chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp))。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者 (担当部長等の見積書提出の決裁権者等) を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【参考見積書の提出 (令和8年度化学物質による生活環境動植物 (鳥類、野生ハナバチ、水生生物) に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務) (担当: 長嶋)】とすること。

## 7. 本見積書の提出

(1) 提出期限: 令和8年2月26日 (木) 17時00分まで

(2) 提出場所: 前項に同じ。

(3) 提出方法: 書面の持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする) によるものとする。電子メールによるデータ (PDF 形式) の送付も可とする (データ送付先: [chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp))。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者 (担当部長等の見積書提出の決裁権者等) を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【本見積書の提出 (令和8年度化学物質による生活環境動植物 (鳥類、野生ハナバチ、水生生物) に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務) (担当: 長嶋)】とすること。

## 8. 契約相手方の決定方法

見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

## 9. その他

(1) 本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否

要とするので、契約相手方は、契約書 (案は別紙のとおり) が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。

(5) 契約相手方の公表

本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

## 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) とは、次の  
条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度化学物質による生活環境動植物 (鳥類、野生ハナバチ、水生生物) に  
対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務
2. 契約単価 金 円/1時間当たり (消費税額及び地方消費税額別途)  
金 円/時間外労働 (1日8時間を超えた場合 (0時~5時及び22時~24時の労働時間は除く)) 1時間当たり  
(消費税額及び地方消費税額別途)  
金 円/時間外労働 (0時~5時及び22時~24時) 1時間当たり (消費税額及び地方消費税額別途)  
金 円/法定休日労働 (0時~5時及び22時~24時の労働時間は除く) 1時間当たり (消費税額及び地方消費税額別途)  
金 円/法定休日労働 (0時~5時及び22時~24時) 1時間当たり (消費税額及び地方消費税額別途)  
法定外休日 (土曜日、祝日) に勤務し、一週間の勤務時間が40時間を超え  
ている場合は、超えた時間について通常単価の25%増とする。法定休日 (日  
曜日) に勤務し、振替休日を取得できない場合は、法定休日労働の単価とす  
る。
3. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所 仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 この契約は、甲が行う業務を補助するため、乙の雇用する労働者 (以下「派遣労働者」  
という。) を甲に派遣し、派遣業務を遂行するために必要な事項を定める。

2 この契約を履行するに際し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に  
関する法律 (以下「労働者派遣法」という。) を遵守するものとする。

(業務内容)

第3条 前条の派遣業務の内容、実施場所、履行期間、勤務時間、時間外労働、派遣人数、派遣  
元責任者、派遣先責任者、派遣労働者を指揮命令する甲の職員 (以下「指揮命令者」という。)  
は、別紙仕様書のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合

を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（派遣業の届出）

第5条 乙は、本契約を締結するにあたって、あらかじめ甲に対して労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

（派遣労働者）

第6条 乙は、この契約に係る業務を遂行するため、あらかじめ派遣労働者の氏名、性別、社会保険加入状況を甲に通知する。

2 甲は、当該派遣労働者が不相当と認めたときは、その事由を明示し乙に変更を求めることができる。

（就業の確保）

第7条 乙は、甲と協力して本業務が円滑に遂行できるよう派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。

2 甲は、本業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

（業務指揮）

第8条 派遣労働者は、その業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

2 甲は、派遣労働者の服務については、甲の職員に準拠して取り扱うものとする。

（管理台帳）

第9条 甲及び乙は、労働者派遣法第42条及び第37条の規定に基づき、管理台帳を備えるものとする。

（業務内容の変更）

第10条 甲は、必要がある場合には、乙の合意の上、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（派遣可能期間及び抵触日）

第11条 本業務の実施場所における、労働者派遣法第40条の2第2項に規定する派遣可能期間（3年間。ただし、労働者派遣法第40条の2第3項に基づき甲が派遣可能期間を延長した場合は、延長した期間をあわせた期間。）の終了日が頭書の契約期間の終了日より早い場合は、派遣可能期間の終了日をもって本契約を終了する。

2 前項の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）は別途通知するものとする。

3 甲は、労働者派遣法第40条の2第3項に基づき本業務の実施場所における派遣可能期間を延長した場合は、乙に対して速やかに延長後の抵触日を通知するものとする。

4 労働者派遣法第40条の2第1項ただし書により、派遣可能期間の制限のない場合は、本条は適用しない。

#### (中途解除)

第12条 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の内容に定めた契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣労働者への告知が1か月前までに到達するよう、あらかじめ相当の猶予期間をもって、乙に文書で申入れを行い、乙の合意を得るものとする。

2 甲及び乙は、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない派遣契約の中途解除を行った場合には、甲は甲の関連法人での就業のあっせん等を行い、乙においては他の派遣先を確保する等により、連携して当該派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3 甲は、甲の責に帰すべき事由により派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、当該派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、少なくとも当該派遣契約の解除に伴い、乙が当該派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。甲の支払う賠償額は乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分の賃金に相当する額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。その他、甲と乙は十分に協議し、適切な善後処理の方策を講ずることとし、又、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、それぞれの責に帰すべき割合についても考慮するものとする。

4 甲は、派遣契約の中途解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、中途解除を行う理由を乙に対し明らかにすることとする。

#### (契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき

二 乙がこの契約に違反したとき

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

- 第14条 甲が前条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額に契約期間内における派遣業務の予定数量から契約期間内に完了した派遣業務の数量を控除した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（円未満の端数は切り捨て）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額に契約期間内における派遣業務の予定数量から契約期間内に完了した派遣業務の数量を控除した数量を乗じた額にその取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算して得た金額（円未満の端数は切り捨て）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 四 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 五 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 六 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

七 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 3 乙は、前二項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### （報告等）

第15条 派遣労働者は、業務日誌を作成し、その内容について指揮命令者の確認を受けた後、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、毎月の派遣労働者の勤務状況について、乙に報告するものとする。
- 3 乙は、派遣を行った翌月速やかに業務完了報告書等を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

#### （検査）

第16条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

#### （派遣料）

第17条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受領した日から60日以内に派遣料を支払うものとする。

- 2 派遣料の単価は頭書記載の金額とする。
- 3 派遣料の単価には、乙がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものとする。
- 4 派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの1か月とし、各月毎に派遣労働者の就業時間に単価（消費税額及び地方消費税額抜き）を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を乗じて、月額派遣料を算出するものとする。
- 5 1か月における通常労働時間、時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるものとする。
- 6 消費税額及び地方消費税額を乗じた金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 7 算出された月額派遣料の他、業務遂行上特にやむを得ないと甲が認めた経費については加算することができる。

#### （損害賠償）

第18条 乙の責に帰すべき事由によって甲の施設等を損壊した場合、若しくは、甲の職員又は第三者に危害を与えた場合は、乙はこれを賠償しなければならない。

- 2 乙の派遣労働者がその職務遂行中に被る身体上又は財物上の損害については、乙がこれを賠償しなければならない。ただし、甲の責による損害についてはこの限りではない。
- 3 甲は、第一項の損害の事実を知ったときは、乙に通知するものとする。
- 4 甲は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(損害賠償額)

第19条 乙が前条第一項の規定に基づき甲に賠償する額は、甲乙協議して定める。

(成果の公表)

第20条 乙は、派遣労働者が派遣期間中に得た成果を公表しようとするときは、事前に派遣労働者に対して甲と協議させるものとする。

(権利の帰属)

第21条 本契約に基づき派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(苦情の処理)

第22条 甲は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を乙に通知し、甲乙協議して迅速かつ適切な処理を行うものとする。

(守秘義務)

第23条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(安全及び衛生)

第24条 派遣労働者の安全及び衛生については、労働者派遣法等の関係法令の定めるところによる。

2 情報機器作業の連続操作は1時間までとし、1時間以上の連続操作をする場合、少なくとも10分間の休止時間を与えるものとする。

(紛争防止措置)

第25条 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、甲は乙に対して、別に定める職業紹介手数料を支払うものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第26条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

(派遣元許可番号 )